

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成25年1月11日(金)午後3時から午後5時
- 2 場所 東京高等・地方・簡易裁判所第一中会議室
- 3 参加者等

司会者 鬼澤友直(東京地方裁判所刑事部判事)
裁判官 細田啓介(東京地方裁判所刑事部判事)
裁判官 川田宏一(東京地方裁判所刑事部判事)
検察官 横田希代子(東京地方検察庁公判部副部長)
検察官 古川貴大(東京地方検察庁公判部検事)
検察官 岡本直也(東京地方検察庁公判部検事)
弁護士 森岡かおり(第一東京弁護士会所属)
弁護士 安田隆彦(東京弁護士会所属)
弁護士 西浦善彦(第二東京弁護士会所属)

裁判員経験者6名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

それでは、平成25年1月の裁判員経験者の皆さんとの意見交換会を開始したいと思います。私が司会を担当させていただきます裁判官の鬼澤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、本日の話題事項は、先月に引き続き、「法廷での審理の分かりやすさ」という点に焦点を当てて皆さんからのご意見をお伺いしたいというふうに思います。

本日の裁判員経験者の皆さんすべて覚せい剤取締法違反経験者ばかりということで、その覚せい剤取締法違反の裁判員を担当した経験者の皆さんということでございます。経験された方も、輸入のその郵送されてきた荷物の受

取人役もあれば、送った人もあれば、持ち込んだ人もありと、あとは麻薬特例法として、麻薬の組織的な取引に関与したという事件もございます。

そうした点、裁判員事件で、こういった覚せい剤取締法違反を審理する際の審理の分かりやすさという点は、どういうところに求めたらいいのかというところを、皆さんからいろいろとお話を伺って話を進めていきたいと思えます。

では、まずそれぞれの皆さんの体験を踏まえて、今回担当した事件が分かりやすかったか分かりにくかったか。それから、分かりにくかったとしたら、どういう点に分かりにくいところがあったかという点をお伺いしたいと思います。

職務従事期間の短い順番に進めていきたいと思えます。

まず、5番さんが覚せい剤の輸入の事件で職務従事期間が3日間ということでしたが、その経験から踏まえた審理の分かりやすさ、難しさという点をお伺いしたいと思います。

5番

私が裁判員として出席したのは、覚せい剤の輸入をして、日本に持ち込んで、それを販売しようとした人の裁判でした。それも裁判官の方が大体検討され、私たちが入ったのは3日間でしたから、それで一応刑も決めて、そのぐらいで、あとは大した難しいところはなかったと思えます。簡単に本人も認めたもので、簡単というか、大体3日間で終わりました。以上です。

司会者

5番さんはお年が80歳ということで、裁判員として参加するに当たって、何というか、抵抗感とか、むしろやりたいとか、そういったことは。

5番

別に抵抗感はないけど、この世の名残に一応裁判にも立ち会ってみたいなあと前から思っていましたけれども、それが運よくというか、運悪くという

か、通知が来たもので、それで参加させてもらいました。あの世に行っても、裁判のことをお話ししようと思いますから。

司会者

ありがとうございます。

では、次に職務従事期間が5日間ですね、4番さんにお聞きします。

4番

私も関わった事件が、そんなに沢山の証言を聞くこともなく、さらっと5日間で終わったんですけれども。

もう認めてらして、それでその中のそれぞれのメンバーの罪の重さを確定するような事件だったので、割と早く終わったんですけれども。そうですね、審理自体はとても分かりやすかったとは思いますが。事前にすべてまとめ上げて、ポイントはここで、それに対してそれぞれの証言の食い違いがないかどうかというところを裁判官の皆さんがまとめた上で、私たちは考えさせてもらっていたので、なので、そういった部分ではとても分かりやすかったです。

ただ、やはり事件が外国人の方で、私の事件はイラン人の方でペルシャ語を話されていたんですけれども、証言がまずペルシャ語で、とても聞き慣れない言葉ばかりだったので、それを訳していただいて聞くというのがなかなか、そうですね、その証人の方がどの表情のときに、どの意見を話されていたのかというのが、常にタイムラグがあるので、ストレートな反応を見ることができないというのが、ちょっと判断する上で難しいなと感じる部分でした。

あと、通訳の方が私の事件は一人だったんですけれども、すごく真面目な方というか、とても淡々と通訳されるので、その証言の方の思いですとか、その真剣な度合いというのが、そこからははかりとれなかったのがちょっと残念というか、難しいなと感じました。あと、証拠品の資料の中で、報酬はどれくらいだったかという資料もやはりすべてペルシャ語で書かれていて、

それがまた走り書きなので、構造的にもなっていないので、ちょっとぐちゃぐちゃした感もあり、それを裁判官の方がまとめて表にしてくださっているんですけども、実際にはよく分からない。

決められた時間内でとなるとしょうがないと思うんですけども、やはりやるからにはがっつり当事者としてやっていきたいと思っていたので、それができなかったのが少し残念でした。

司会者

ありがとうございました。

その次に、職務従事期間が6日間ですね、2番さん。

2番

審理が分かりやすかったか、分かりにくかったかということを問われれば、私の場合は分かりにくかったです。

日本人の方の裁判だったので、言葉の問題もなかったのですが、まず有罪が無罪かで争いがあったので、それを判断しなければならなかったのですが、検察の方も弁護士の方もペーパーは非常によくまとめてくださってたんですけども、実際に法廷でしゃべるときには、読み上げているだけなんです、資料を。読み上げている以上のものは何も。もしかして持っていなかったのかもしれないんですが、読み上げるにしても、もうちょっと自分が強調したいとか、ここが大事なんだということを、日本の方はあまり表現豊かな話し方をされない方が多いんですが、ただ、やはり裁判は私たちは非常に慣れないので、どこがポイントなのかをともしれば聞き逃してしまいがちなんですね。なので、もうちょっとポイントを強調して、聞いてほしいところは本当に聞いてほしいというような話し方をしてほしかったと思います。

司会者

ありがとうございました。

それでは、次に、6日の次に8日間が二人いらっしゃいますので、まず3

番さんお願いします。

3番

私の場合は、一昨年の話で時間がたってしまっていますので、今日ここに来て思い出すのも、しばらくいろいろ考えていたんですけども。私の場合も外国人で通訳が入りました。二人の方の通訳がいらっしゃって、交代でやられていたんですけども、被告なり証人なりが話をするとき、こちらとしても素人なりにその表情を読み取ったりしようとするんですが、通訳が後から来るので、何を言っているときにどういう表情をしているのかというのがちょっと分からなくて、そこがもうちょっと分かることができないのかなというのは感じました。

それから、やっぱり通訳が入ることで間延びしてしまって、頭になかなか入れにくい、整理しにくい。逆に書き取りの時間はあったんですけども、頭の中ですっとまとめるのが、なかなかまとめにくかった印象があります。

それから、分かりやすさのためのその工夫ということなんですが、今2番の方が、もうちょっと感情とかそういう表現をしてという話があったんですけども、私の場合は、逆に弁護人が冒頭陳述するとき、その弁護士の方が、ちょっとパフォーマンスがかった、芝居がかった、手足を動かしたり、表情を作ったりしながら、訴えかけるようなしゃべり方をされたのがちょっと違和感があって、後で裁判官の方に聞いたら、「そんな講習もあるみたいですよ。」という話をちょっと伺って、そういうところとかですね。あと、検察の方の質問といいますか、その中にちょっと小学生でも分かるような引っ掛けを我々に対して行うような、具体的にちょっと言えないのかもしれないんですけども、そんなこともあって、我々はもちろん素人なので仕方がないんですけども、素人なりに一応真剣に臨む姿勢の中で、そういうことが何かちょっとばかにされているような感じがして、あまりいい気持ちじゃなかったということを今日思い出しました。

司会者

引っ掛けというのは。

3番

具体的に言える話かどうか。

司会者

検察官の方が，裁判員の皆さんに対して，なぜ解きみたいなことを言うということですか。

3番

なぜ解きではなくて，証拠の説明のときに，あまり具体的に言えないんですよね。ただ，名簿みたいなものがこうあって，その名簿の位置が一番頭にある人があるじゃないかと。だからこれは重要なんだと。それはアルファベット順なんですよ。もちろん弁護士の方が異議を申し立ててましたけれども，そういうことまでやるのかなというのがちょっと意外でした。

司会者

なるほど。ありがとうございました。

続いて，職務従事期間8日間，7番さんお願いします。

7番

私の方の審理の内容の話ですけれども，要望としては3点あって，1点目は検察，弁護士双方からペーパーが出てきて，「こういう事象で，こうですよね。」とか「こんな，こういうところがポイントです。」みたいな資料が出てくるんですけれども，そのペーパーの内容のレベル感が合っていないので，当然そのペーパーとしてはきれいにできているものの方が見やすいわけで，そっちの方が好印象を持ちちゃうので，ちょっとそういうものについては事前に認識を合わせてもらっておけば良かったかなと思っています。

あとは，証人が出てきて，双方で質問してましたけれども，同じことを聞いていた場合もありました。多分同じことを聞くにしても，何のために聞いて

ているかという視点が違うと思うので、その説明がないものですから、同じことを聞いていますと。我々も真剣に聞いているんですけども、同じことを聞かされているだけで、その結果がなんなんですかというのを言ってないものですから疲れるというんですか、というのはありました。これはちょっとそういうものなのかもしれないんですけども、証人が多分言いたいこともあったのかなと思って。その証人は「はい」か「いいえ」で答えてくださいって、そういうものなんでしょうけれども、もっと証人らしく話したいことって多分あったと思っていて、そういうものをやっぱり遮っちゃう状況ってあるので、そこはもう少し証人が「こういうことだから、こういうことを言いたいんです。」みたいな、もう少し踏み込んだ内容に入れるようであれば、もっと分かりやすいのかなというふうに感じました。以上です。

司会者

ありがとうございました。

次に、職務従事期間が12日間、6番さん。

6番

私の場合は、被告人もやはり外国人の方で、通訳さんが入っていたんですが、細かいニュアンスがこちらからと証人、被告人側からちょっと通じているのかなというような疑問は持ったことがあります。

それと、罪の軽重なんですけど、検察側と弁護側でこんなに開きがあるのかなというのがちょっとまああびびっくりしたんですけど。あとは事前にちょっと見学でもしていれば、もう少し自分でももう少しうまく意見も言えたのかなと思ったところもあったのですが。

司会者

見学というのは。

6番

何というんですか、傍聴ですか。

司会者

裁判の傍聴を事前にやっていれば、もう少し。

6 番

まあ、そうですね。流れも何も分からなかったもので、裁判自体。だから、流れも分からないですし、ちょっと戸惑ったところもありましたね。

司会者

1 2 日間裁判員としてお務めになられたわけですがけれども、大体の様子が分かってきたというのは、そうすると何日ぐらい、最後まで分からなかったですか。

6 番

いやいや、そんなことはないですが、1 日、2 日はかなり緊張して、皆さんの前に座っていること自体がちょっと緊張していましたので、真っ白だったみたいな感じですね。3 日目、4 日目ぐらいはちょっと落ち着いてきたんですが、ちゃんと内容を考えられるような感じにはなってきました。

司会者

ありがとうございました。

そして、だんだん職務従事期間が長くなってまいりまして、20 日間、1 番の方お願いします。

1 番

私も1年ぐらい前の事件になるんですけども、法廷での審理が分かりやすかったか、分かりにくかったという点では、分かりやすかったと思います。私も先程の6番の方と一緒に、最初の1日、2日は緊張して、今日ここに来るのもとても久しぶりで緊張しまして、どうしようかなという感じがありましたけれども、緊張して何が何だか分からないところがありましたけれども、検察官の方も弁護人の方も最初に出してくださったお話がとても分かりやすく、一生懸命私たちに、素人の人間に訴えるように資料も用意してくださ

いまして、お話をしてくださいます、その点に関しましてはとても分かりやすかったです。

この事件に関しては、被告人が立ち寄ったところが多かったりとか、不明な点が多かったりとか、時系列が一杯あったりして、非常に頭の中で自分が整理するのが大変だったんですが、それも資料としてまとめてくださったので、先入観なしに、この人は本当にどうだったかというのをどちらの話からも一生懸命聞いて、「こういうことかな、こういうことかな。」というのは毎日考えるようにはしてました。ですので、20日間行っているうちにだんだん行くのが楽しくなりまして、証人が沢山いましたので、こういう証人にどんな質問をして、検察官の方も自分たちが出された証人に関しては、こうじゃないかと引っ張っていかうかなというところも感じるところがあるんですけども、弁護人の方はそれに対して、ちょっと待ったみたいな、そういう雰囲気も確実に、お互いどちらもありまして、それは非常に見ていて、20日間いると、弁護人の人が、ここでこう言うんじゃないかなみたいな、そんなところまで想像できたりして、そういう意味では劇場チックまでとは言いませんけれども、とても一生懸命自分が判断する材料になることに関しては、非常に弁護人の方も検察の方も一生懸命してくださったので、分かりやすかったです。ですので、まとめるのは非常に難しかったですけれども、お話の内容としては、お話の内容って失礼ですけども、毎日とても分かりやすい審理ではありました。

司会者

ありがとうございます。

そうでしたら、一番長い職務従事期間だった8番の方お願いします。

8番

私の場合は、海上輸送ということで、最初から荷送人と荷受人とかですね、そういうのがありまして、2日目にはその専門の弁護士さんが証人に立って

海事法，その荷送人だ，B Lだとか，D Oだとか，そういう難しいことを最初に勉強させられて，しばらく頭がちょっとこんがらがってきたということです。

それから，証人の方が11人ほど出まして，約10日間くらいやりますけれども，1番の方が言ったように最初の1日，2日はどういう流れできているのかというのが非常に分かりづらくて，とりあえずメモをとるのが精一杯なんですけれども，そのメモをとるのもなかなか普段から慣れていないので，証人に検察の方が質問をして，答えていくようなやり取りをちょっと記録にとらなければいけないというものがありましたので，自主的には便箋でいうと3冊くらいメモ用紙を使いました。時間があると振り返ったりして，何を言った，こう言った，いろいろやっておりました。

あと，被告人が外人ということで，常に英語で通訳が入っておりまして，通訳さんが大分苦勞をされていたんですけれども，検察官の方は直接聞きますので，結構通訳さんが困っていたような様子がありました。弁護士さんは丁寧に聞いていたんですけれども，検察の方は結構上から目線じゃないですけれども，がんがん質問していましたね。

司会者

検察官の質問の仕方が上から目線みたいだったと。

8番

そう感じましたね。それから，弁護士さんは，今回二人いたんですけれども，常に二人ついていたんですけれども，検察官の方は，最初女性の検察官だったんですけれども，男性がちょっと入れ替ったりしてまして，最初に。ですから，ちょっと審理の内容とか，さっき言った通訳の方がどういう苦勞をされているかというのがちょっと分からないので，これまで従来どおりの質問をしていると，通訳さんがちょっと困ったというのを端から見ても感じました。

その検察官が被告人に質問して、答えてもらうということの、その答えをだれに聞いてもらいたくて質問しているのかということが、弁護士さんとか検察官の方が調書とか一杯調べながら当たり前のように聞いていきますけれども、私どもは突然その日に行って聞くわけですから、何のために、どういう理由で聞いているのかというのがなかなか理解できないので、やはりその答えというものをだれに分かってほしいのか、二人のやり取りだけじゃないんじゃないのという、そういう感じを受けましたね。我々裁判員の方もやはり参加しているメンバーですから、自分でこういう質問をして、それに答えが返ってくるとか、その聞き方というのがちょっと、というふうに思いました。

それから、ちょっと感じたのは、やはりその評議室、長かったので裁判官の方が結構気を遣っていただきまして、緊張しないようにいろいろゆったりして、食事なんかもずっとお一人、仕出し弁当を食べていて、ずっと同席していて気分をほぐしたりしていただきました。世間話もしながらいろいろやっておりましたので、やはりその裁判をやっているという仲間というか、そういうところの意識も大分醸成してきまして、いろんな意見とか、個人の意見とか、やはり出てくるまでにちょっと時間がかかりましたね。やはりみんな緊張していたりしておりましたので、そういうところがありました。

結果的に言いますと、私の場合は、日本に船の荷物を送って、荷物を取るために、朝成田に着いて、翌日の夜逮捕されるということは、日本にいるのは2日間だけだったんですね、その被告人が。何か非常にその、例えばあまりよろしくないかもしれないですけども、遺跡の土器の出た破片を持ってきて、いろんな背景を組み合わせで立件をしていくという、そんな地道な作業というか、検察官の苦勞とかも分かりましたけれども、ただ、そういう作業に、さっき言ったように10人ほど出てきて、一つ一つの弁証とかを記憶にとどめるのはなかなか難しかったかなという感じがします。

とはいえ、事前にいただいた裁判員制度の冊子が最初に送られてくるんですけれども、まさかなとは思わなかったものですから、ほとんどどちらちらとめくっているだけだったんですけれども、今回こういう意見交換会ということで、来るのにあたりましてちょっと目を通したら、結構良くできていまして、最初からそれをよく見ておけばいいんですけれども、やはりちょっと時間が長いのであれば、そういうのを1時間でも2時間でも、先程傍聴できればというのではないんですけれども、それを初めの1時間でも30分でも少しおさらいをしながら法廷を迎えた方が分かりやすくなったのではないかなというふうに思っております。以上です。

司会者

ありがとうございました。

一通り職務従事期間順に審理の中で難しく感じたところという点についてお話をいただきました。

引き続き、この覚せい剤の、特に輸入の事案の場合には、荷物の中に覚せい剤があったことを知っていたかどうかという点がかなり争われたとか。今回8人の皆様の中で5人の方で、もうすでにその故意の有無というのが争われているという状況であって、その故意の中身をどういうふうに捉えたかという点については、これは裁判の評議の中身にわたりますので、ただその審理を見て、検察官の「被告人がこの荷物の中に覚せい剤があるのを知っていたはずだ。」という主張、それから弁護人は「知らなかったはずだ。」という主張、どういう点が分かりやすくて、どういう点が分かりにくかったかという点を、特にその故意について争われていた方について、ちょっとお伺いしたいと思います。では、1番の方、大丈夫ですか。もしお考えがまとまっていないんだったらパスしていただいて、また後でお願いしますけれども。

1番

ちょっとまとまってないので、また後で。

司会者

では，2番の方，いかがでしょうか。

2番

正直に言って，検察の方のお話も弁護士の方のお話も，何かさっきから悪口ばかり言っているような気がするんですけども，とにかく印象が薄かったんです，私にとっては。審理中の弁護士の方及び検察官の方の何かインパクトに欠けて，何かお話とか，そういった証拠とか資料，あまりどちらのお二方のお話にも決め手がなかったです。

司会者

3番の方，いかがでしょうか。

3番

さっきちょっと8番の方がおっしゃったように，要は，私の場合は外国人だったので，彼が日本にいる間のことがどうしても証拠でも何でも中心になってしまって，知っていたかどうかというのは，当然，外国にいた時にもう知っていたかどうかという話になったときには，ちょっと証拠とか，あるいは証人とか，そういうものがすぐには呼べなかったり，いなかったり，要は見えてないところが多くて。

ただ，トータルで法律的な考えじゃなくて，一般的な考え方を見た場合には，どう考えても知っているふうに見えるんですけども，一つ一つのその証拠を取り上げて，これは絶対に知っていたかという話になると，いやどうもそうも見えないという，弁護側も検察側も両方共の話を私は聞いていて，決め手がなくて。

司会者

検察側の立証ももっともだと思うけれども，よく考えるとそうでもないんじゃないんかと。

3番

もっともというか、要は現地にいた時にどうかということとは分からないし、証人も少ないし、呼べないし、家族を呼ぶわけにはいかないしということで、その辺のところはやっぱり外国人の裁判では難しいところなんだと思います。

司会者

外国での出来事だからよく分からないところがあると。

3番

そうですね。

司会者

分かりました。

そうしたら7番の方、お願いします。

7番

知っていたかどうかという話については、正直全然分かりませんでした。どっちの話を聞いても、知っていたという前提で話している人と、知らなかったという前提で話している人なので、こうだからという証拠というか、そういうものが出てこなかったのです。

司会者

決め手となる証拠はなかったということですか。

7番

はい。だから、もう話の印象でどっちととれるかというだけの話で、それは審理を聞いていて、「ああ、知っていたんだ。」とか、それはちょっと分からなかったですね。

司会者

そうすると、検察官の立証がうまいとか下手とか弁護人の立証がうまいとか下手とか、そういう問題ではなかったということですか。

7番

そうですね、はい。

司会者

もうどんなに頑張っても、これ以上の証拠は出ないんだから、あとは考えるしかないというような雰囲気だったんですか。

7 番

そうですね。本人が知っていたというより、私が担当した事件は、その首謀者でも何でもなくて、単純に利用されちゃった外国人の方なんですけれども、その首謀者というか、そういう関係する人たちが出てこない中で、単純に利用されちゃったような人がいきなり捕まって、その関係する人はみんな外国に逃げちゃってという状態なので、どうやっても多分分かり得ないことをやり合っていたのかなという気はしました。

司会者

なるほど。

8 番の方、お願いします。

8 番

先程船で輸送したということで、その船荷、荷送人と荷受人の変更の、被告人の変更に行ったというような証拠が出てきまして、では、いつ行って書きかえたというところが結構アリバイのところになってきました。

ただ、私もよく分かりませんが、タイの方に行って警察の捜査ができないという、そういった壁の中で今回はタイから二人の方が証人として出ていただきまして、その中で話はともかくとしても、やはり最近やっているパソコンの履歴などを間接証拠というんですかね、そんな所にこの日はいたとかいないとか、だれに送ったとか、あと携帯電話の履歴とか、そういったものも見ましたので、特に私の扱ったものでいきますと、営利目的の所持、関税法違反、それから密輸というのは、結構難しい内容ではあったかなと思うんです。

ただ、今回の被告人は弁護士さんの質問にはそれなりに明るく答えていた

んですけれども，検察官の質問には黙秘権を使っていて，たまにぼつとしゃべったり話したりするぐらいで，どうしてもその黙秘権を使われると，周りから見てると自分の弁解をしたくないというのは，やはり感情的にもやばいなど，こういう感じを受けました。

司会者

ありがとうございました。

では，1番さん何か。

1番

皆さんのお話を聞いていて思ったのは，私が担当させていただいた事件も7番の方と同じで，要するに荷物を送ってきたものを受け取るんですけれども，その受け取りをしていた，受け取ると言われただけで中身を知っていたか知らないかというだけの話なんですけれども，検察官は攻め方が上手で，弁護人はそれを守るのがすごく上手で。

司会者

すばらしい訴訟ですね。

1番

どちらもお話がすごくおもしろかったので。ただ，この事件はラトビア人でやっぱりロシア語の通訳が長く入りましたので，その被告の会話が割としゅんとした，どちらの意見にもしゅんとした感じで何も言わない感じの人でしたけれども，ですので，余計にお互いが攻め，日本人同士がせめぎ合うみたいなのところがありましたので，そういう意味では考える余地はすごく考えさせていただいたので，審理する分には，何ていうんでしょう，どちらも良かったなというのが私の場合はありましたので，考える対象には非常になりました。

司会者

ありがとうございました。

覚せい剤密輸の故意をめぐる裁判員経験者の皆さんの感想は一通り伺いました。あともう一通りですね、覚せい剤自体が皆さんの日常生活になじみがないので、覚せい剤の害悪という、その辺の立証がどこまで成功しているのかという点についてお伺いして、その後、検察官、弁護人の参加者から質問をしていただきたいなと思いますので。

では、今回、故意の争いでなかった4番の方、いかがでしょうか。覚せい剤の害悪という点について、法廷で見たり聞いたりして、どれだけよく分かったか、あるいはよく分からなかったのか、その辺はいかがでしょうか。

4番

覚せい剤の害悪についてですか。

司会者

要するに、その覚せい剤密輸なり、そういった罪はどれだけ重い罪かということが法廷でどれだけ心に残ったかという。

4番

覚せい剤の害悪について・・・。

司会者

もう当たり前だから、今さら言うまでもないという感じですか。

4番

そうですね・・・。正直やはり身近な人でそういった方がいないので、まずは全く分からない状態から始まり、その害悪については、最終的なその刑罰の重さを決めるときに判断材料として教えていただいたというのがメインであって、その害悪について、ものすごく怒りを感じたりとかということはあまりなかったですね。

司会者

そうですね。なるほど。ありがとうございました。

では、5番の方お願いします。

5 番

私の場合は、害悪というところまでちょっと分からなかったですね。テレビドラマで見ていたら、覚せい剤が悪いということぐらいは分かっている程度。あのときの3日ぐらいのだと、そこまではよく分からなかったです、本当のところ。もうそれが大体印象なんですよ。

司会者

何でこの人を処罰するんだろうとは思わなかったですか。

5 番

ああ、それはもう裁判のとき聞きましたから。台湾まで行って、それを段取りして、今度はそれを送って、日本に着いたやつをそれを今度は受け取って。

司会者

やっぱり罰するべきだとは思わなかったですか。

5 番

ええ、そういうことは悪いということは分かっていたから。罰するということは確かにしなければ、これがみんなに広がってしまうとうまくないとは思っていました。

司会者

ありがとうございました。

では、6 番の方にお話を伺います。

6 番

私は覚せい剤というのは、あまりピンと来なくて、証拠の品を見たときに、これがって感じだったんですよ。本当にざらめですよ、袋に入った。だけど、この自分が担当した事件の場合ではちょっと大量にあったので、それが何万人もの人がそれを使えば、常用する人も出てくるだろうし、事件にも発展するだろうというのは思いました。

司会者

ありがとうございました。

そうしましたら検察官の方から何か，裁判員経験者の皆様に聞きたい点などがございましたらどうぞ。

横田検察官

今の覚せい剤の害悪についてということで，これは事実関係が争われている事件で立証することが一杯ありますと，覚せい剤の一般的な害悪性について，法廷で検察官の方からお話しするということはなかなか難しいかなと思うんですけれども，例えば覚せい剤って悪いものだということをご存じだと思っんですけれども，評議ですとか，皆様でお話しになったりとか，もともとの知識をお持ちだったりとか，覚せい剤事犯というものについてどうだったのかなというところがありまして，もう少し検察官に法廷で覚せい剤の害悪について言ってほしかったなという印象をお持ちなのか，それとも評議の場で裁判官に教えてもらった，あるいは教えてもらいたかったなというお気持ちなのか，そこら辺のところをお聞かせ願いたいなと思います。

司会者

どうぞ，どなたでも。

2番

できれば，裁判官の方にも評議において教えていただきたいし，あと検察の方にもどれだけいけないことかということをお願いしたいと思っました。なぜならば，殺人とか強盗は非常に被害者の方が特定されて，ものすごく素人にも分かりやすい犯罪というか，例えば自分が知人を殺されたらと思ったら，ものすごく被害者の方に感情移入して非常に重い刑とかになりがちなんです，正直言って覚せい剤の害というものに関して，普通に日本で日常生活を送っていると，そんなに触れることがないので，裁判官の方が「こういう密輸事件，薬物というのは不特定多数の人に被害が及ぶので，非

常に重いんですよ。」ということは、教えていただいたんですけれども、どうしてもやっぱり自分の中でうまく消化できなくて。もう少し検察の方にも、この人有罪ですよと。裁判で争っているときに、有罪であるとともに、だから、この判決を有罪にするべきだし、かつ量刑も重くするべきだということをやっと強調していただきたかったです。

司会者

1 番の方。

1 番

私の場合は10キロもの覚せい剤でしたので、最初にその証拠品が出てきたときには相当大きくて、これだけのものがどれぐらいの致死能力があるとか、どれだけの人間が狂うだとか、そういうことを裁判官の方からお話をいただいたので、自分の知識も含めて、そういうことは重い刑になるということとは重々承知いたしました。

ただ、思ったことは、さっき7番の方とも同じだと思うんですけれども、要するに捕まっている方はパシリなんですよ。どの裁判もそうだと思いますけれども、どうしても聞いていても大本はだれも捕まっていない。何かその一緒に行動していたこっちの人の方が多分捕まったら、多分罪があれでしょうと思うような方は捕まってなくて、どうしてもそういう方しか捕まらないようなその状況が多分難しいんだろうなということと、これだけの覚せい剤が日本にこれだけ入ってきて、外国人も沢山入ってきて、そういうものが本当に今一杯日本の中にそれだけのものがあるんだということを再認識して、本当にそういうものが自分の間近に怖いものがあるんだということとは非常に裁判を通して認識いたしました。

でも、本当にその首謀格が捕まらないような状況というのは、これも幾ら本当にやったかやらないかということを経金をかけて裁判をしても無罪か有罪か、その微妙なところでの判断だけで難しいんだろうなというふうには正

直に思いました。

7 番

1点だけなんですけれども，冒頭，検察の方が確か20キロだったか何かだったかと思うんですけれども，その量だと，これだけの人が回数，1回で0.0何ミリでどうのこうのとか，数字はすごい出して表も出てきて，だからこうなんです，こういう犯罪もありましたという，その数字は出てくるんですね。要は年間何人とか，そういう数字は出てきます。数字じゃなくて，もっとこれを使った結果がこんな凶悪な犯罪が起きていましたとか，そういう例ですよ。それがあつた方が多分良くて，「へえ，これだけの人が，じゃあ結構周りにもいるのかね。」ぐらいにしか印象として残らなくて，その結果こんな凶悪な犯罪が起きているんですという，その具体例があれば多分印象は変わるんじゃないかなとは思いました。

司会者

ありがとうございました。

弁護士，ほか何か。

森岡弁護士

はい。では，審理の分かりやすさのところからご質問させていただきますけれども，何人かの裁判員経験者の方が検察官や弁護士が用意した資料のペーパーとかの感想をお話しいただいたかと思います。事実の認定のために使う証拠ではなくて，検察官や弁護士がそれぞれの主張を分かりやすく説明するための資料というのを配付されたと思いますけれども，例えば1番の方は割と検察官も弁護士も資料を用意していて分かりやすかったと。2番の方は，資料はよくまとまっていたんだけど棒読みのような形であまり伝わってこなかった。7番の方は，おそらくどちらの当事者かを気を遣ってくださっておっしゃらなかったですけれども，そのレベル感が違っていたというような感想があったと思います。例えば7番の方，どういうものであれば分か

りやすいとか，また，1番の方はどういうものだったので分かりやすかったとか，そういったご意見があれば，もちろん2番の方もご意見をいただきたいなと思います。

司会者

では，まず7番の方，レベル感の違いを具体的に答えていただきたいと思っています。

7番

私が担当したものについては，検察の方はA3のペーパー1枚で，「これがポイントです。」と，ただポイントが書かれていて，「これを今後立証していきます。」みたいな，冒頭陳述ですか，のところでそういうのが出てきました。弁護人の方からはA4のペーパーで10枚だか，それぐらいの，全部文章で字で書かれていて，要は文なんですね。だから，「この中のポイントがどれです。」というような表記の仕方はなくて，資料だけを見たときには弁護人の資料は多分分かりづらいので，しっかり全部読めば，それはそうでしょうけれども，ポイントがその全員で共有できるような書き方にはなっていないところの方が分かりにくかったという意見です。

司会者

それでは，2番の方お願いします。

2番

特にはないです。

司会者

単に棒読みだっただけで。

2番

はい。

1番

私の場合は，検察の方がその被告の歩みというんですか，時系列にすべて

ダーッと書いてある表みたいなのを用意してくださって、それに対して順番に話していただいたことと、あと弁護人の方は、我々素人に分かりやすいようにボードを用意してくださって、ボードに何かいろんな表とか、その事件に関するいろんなことを書いてくださって、それを出してくださって、見せていただいて説明していただいたというのを一番最初にぼんと、検察の方はそれを説明してくださって、弁護人の方はそれを見せていただいたというので、非常に好対照として物の見せ方があったので、同じ事例を言い方は違いますけれども、そういう形でのやり取りをしていただいたので非常に分かりやすかったです。

司会者

要するに、そのA3、1枚と文章ではなくて、A3、1枚対パフォーマンス。

1番

パフォーマンスではありました、確かに。

司会者

パフォーマンスが良かったと。それで非常に分かりやすかったと。

1番

そうです。

司会者

そうですか。なるほど。

では、細田裁判官から何かありましたら。

細田裁判官

今の双方の言わんとすることの分かりやすさなんですけれども、要するに、やはり恐らく検察官も弁護人も双方の差はあれど言いたいことはあるんだろうなというところはお分かりになったかもしれないですけれども、その何を言いたいのか、何が大事だと思っているのか、そういったことが分からなか

ったということですかね。

それとも、そもそもそのおっしゃられている論理、意味構造が分からなかったということなのか、ちょっとその、何ていうか、言っていることは分かるんだけど、重要なことが何なのかが分からないという問題なのか。それともそもそも言わんとしていることが分からないという問題なのか。そこら辺はいかがですかね。

どなたからでも結構ですので、問題をお感じになった、何ていうか、感じ方ですね。お教えいただくとありがたいですが。

司会者

どうぞ。

7 番

最初の話の中で、双方で同じことを聞いていたということのをちょっと申し上げたんですけども、要はその同じことを質問するにしても、「こういう視点で話をしたいので、同じことを聞きますね。」とか、そういう前振りがないと、まあ前振りがあればいいかなというふうに感じます。

細田裁判官

そうすると、それは、言わんとしていることの意味自体が分からないということもあったというご指摘になりますね。

7 番

そうですね。その質問が何になるんですかということです。

司会者

では、5 番の方。

5 番

私を感じたのは、裁判的なものは3 日間の日にちだったけれど、そのうちの悪いことははっきり覚せい剤を運んできて悪いということもはっきり分かっているのに、弁護人はそれを無罪にしようとしてかかっているんだけど、

あれはどういうふうなために無罪を主張するのか，そういうところがちょっと分からなかったですね。はっきり悪いことははっきり分かっているんだけども，それを刑を軽くする，無罪にするというのがちょっと3日間のうちだと分からなかったです，私は。以上です。

司会者

5番さんの事件は，有罪であること自体は争いがなくて，刑をどうするかという。

5番

そうそう。

司会者

ですから，5番さんの事件では，特に弁護人が無罪であると言っていたわけではない。

5番

弁護人の方もそれを弁護しているんだから。

司会者

うん。刑を軽くという。

5番

無罪じゃないけれども，軽く軽くということにしているだけで。

司会者

軽くということ。

5番

それだけの覚せい剤を運んできて，その量から何から全部分かっているのに，それをどうして弁護人は刑を軽くしてやらねばならんものか，そういうことがちょっと。

司会者

なるほど。弁護人としての基本的職務は何かという，いい質問でありまし

た。とてもいいご意見で。弁護人の方でどうぞ。

森岡弁護士

そうですね，弁護人としては，もちろん全く理由もなく刑を軽くしてくれ
と言っているのでは恐らくなかろうと思います。やはり検察側の意見。

5 番

運ばれたやつをはっきり分かっているのに運んできているんだけども，
それを軽くしなければならんというのは，それは商売だからしょうがない。

森岡弁護士

商売だからというよりは，やはり検察官の方が訴追側として「重く処罰し
てください。」と意見を言うのであれば，被告人の方は，「いやいや，そう
じゃなくて適正な処罰はこうだろう。」という意見を言わなければ，やはり
どんどんどんどん刑が重くなってしまおうというつもりでやっています。

5 番

でも，悪いことしたやつが歩いているのに。

森岡弁護士

確かにご意見はごもっともなんですけれども。

5 番

ねえ。かけた方がいいと思うんですけれどもね。

細田裁判官

そうですね，そこから先は哲学の問題になってくるので。すみません，私
ももう一つ質問をちょっとさせていただきたいんですけれども，裁判官が整
理した表を作ってきたというご紹介があった事例がありましたけれども，仮
に裁判官がその整理をした表を作らなかった場合，やっぱり事件は分かりに
くいまま判断されていたと思うかどうかということをお伺いしたい
なというふうに思います。

8 番

登場人物，先程言いましたように，その証人が11人ぐらい出てきますので，その証人の方の会社とか職場とか，そういったものですね，出てきて，一応さっき言ったように，私の場合は船を使って荷物を送るので，送るときの会社とか，受取人の代理店の話とか，いろいろ出てきて，要は最初から先程言いましたように，その船荷証券とか何かとか，いろんなのが最初から裁判官の方も分かるか分からないか分かんない，結構難しいそういった話が出てきましたので，それを言われちゃうと分からないので，やはり今言ったようにB LとかD Oとか乗り物だとかいろんな話があったりして。

それから，あと，先程言いましたようにメールですね，パソコンのメールの履歴なんかも電話の履歴なんかも，自分から相手にしたときの電話の日付とか何かというのを一覧表にさせていただいたりしていますので，では，何月何日はこの可能性があるとかないとか，そういった審理状況の証拠，そういうところの証拠で採用されたその一つのものを私が作っていただいたと言うけど，実際にあるものを配っていただいていたかもしれない。要はファイルがあるやつをずっと皆さん方，我々はある時間に来て，ある時間でぼっと帰っちゃって，持ち出し禁止の資料ですからみんな置いていくわけじゃないですか。そうすると，弁護士さんや裁判官の方は，「ちょっとおかしいな，明日の質問はちょっとこうしょうか。」って，いろんなものを見ながら，議事録見ながら，みんなビデオを撮ったり録音しているみたいですから，それを聞いたりしながら整理していくんですけども，裁判員の方は全然聞きっ放しなので。

細田裁判官

裁判官の方も裁判員の方々がいらっしゃらないところで，何かごによごによやっているわけじゃなくて，私がちょっとお伺いしたかったのは，検察官や弁護人が用意したものだけではやっぱり事件は整理できてなかったのかどうかということですね。そこはちょっとどうなのかなというところが興味

があるんですが。

司会者

では，2番さんどうぞ。

2番

私が担当した裁判は，裁判官の方，特に何もペーパーを作ってくださらなかったのですが，特に支障はありませんでした。

司会者

では，淡々としているだけで，ほかは分かりやすかったということになりますか。資料自体は分かりやすかった。

2番

資料は分かりやすかったです。

司会者

ただ，読み方が淡々としていると。

2番

そうですね。というか，読んでいるだけ。ごめんなさい。多分プロの裁判官の方たちでしたら，大体，「ああ，この辺がポイントなのね。」と，いろいろ検察官のお話，弁護人の方のお話を聞いてつかめると思うんですけども，私たち本当に初めてのことだらけなので，こうダーッと話されて，ずっと読んで話されても聞き逃しちゃうんですよね。多分一番弁護人が弁護したいところとか，検察官が「こうだからこうなんですよ。」と言いたいところもみんな多分，特に非常に才能のある人とかはそういうところがつかめるんでしょうけれども，大体素人ですと難しいんですが，皆さんほかにも検察の方が非常に良かったとか，劇場的に弁護人にお話して下さったとかありますけれども，たまたま私の場合は読み上げるだけの，何か非常に平穏な裁判でした。

司会者

3番さんにとって望ましいパフォーマンスってというのは、どういうパフォーマンスなんですか。先程弁護人がやり過ぎてちょっとって。

3番

たまたま私のときだけだったのかもしれないんですけども、いかにも、要は素人なんですけれども、素人なりに真剣に臨もうとしているときに、いかにも素人扱いのようなことをされると、ちょっと正直かちんと来るといいですか、そういうのがあって、それは検察官の質問といいですかね、そこもそうだったんですけども、私が裁判官に確認して、やるときに、「普通の裁判でもこういうことをやるんですか。」と言ったら、「いやいや、それはいいです。」というところがあって、それはごく自然でいいのかなと思うのと、一方で、確かに私たち素人なので、裁判員が入る前の裁判では、本当のプロフェッショナルの方、要するに司法試験を受かれた裁判官にしても検察官にしても弁護人にしても、極めて優秀かつ専門知識に富んだ方がやられている中にぼつとこう入ってくるという中では、ある程度のやっぱり証拠の捉え方とか、考え方とか、もっと素人の私が聞いてなるほどなと思ったのは、「裁判というのは、白黒をはっきりするところではなくて、黒かそうでないかを決めるところです。」とその一言で、はあって感心しちゃうくらいの素人なんです。そういう予備知識が前もって身につけられる、あまりやり過ぎると、それがちょっと誘導になったりするとまずいんでしょうけれども、基本的な一歩でもその専門の方々に近付けるような本当に基本的なことをレクチャーするような場というのは、例えば体験的に裁判を傍聴することもそうなんだろうけれども、そういう場が事前にちょっとあってもいいのかなというのは思いました。

司会者

日本の法律家のために弁護しますと、日本の法律家というのは、この裁判員制度が始まるまで、一切パフォーマンスということをやったことがなかつ

たんですよ。裁判員制度が始まるということで一斉にパフォーマンスの練習を始めたんです。もう弁護人も研修で一生懸命やってましたし、検察官も、ある検察庁では家族に見せてまでパフォーマンスを練習したと。今、裁判員制度が始まって3年目です。ようやくそのパフォーマンスがどの程度だったらやり過ぎで、どの程度だったら適度なのかというのがちょっとずつ分かってきているという、こういう皆さんとの座談会を踏まえてどんどんフィードバックしていく。いずれはパフォーマンスのやり過ぎと言われないことになると思うんですけども、今、日本の法律家はそういう状況であるということとをちょっと弁護させていただきたいというふうに思います。

あとはあれですかね、発言できるオブザーバーの方から何か質問とかありますでしょうか。

安田弁護士

よろしいですか。

司会者

どうぞ。

安田弁護士

今、3番の方がおっしゃった黒か黒でないか。それを認定するといえますかね、それが裁判なんだということを聞いただけで「はっと思った。」とおっしゃったんですが、我々弁護人の立場からしますと、いわゆる合理的な疑いを超える証明とか、難しい言い方をしていますが、無罪の推定ですね。そういうようなことの気持ち、それを国民の方が理解していただけるのかが非常に不安なところがございます、その辺の合理的な疑いを超える証明、ないしは無罪の推定があって裁判に臨むんだと、それに対する理解とか認識については、今回ご経験されてどのような印象をお持ちになったかお聞かせ願えればと思います。

司会者

では，3番の方，お願いします。

3番

ちょっと難しい言い回しで，質問の内容の意味がよく分からなかったのですが，一般的に白黒つけるという言葉がありますけれども，要するに普通のコミュニケーションの中では完全に白じゃないぜ，どうも疑わしいなというのが一般的な考え方で，こいつはどうもおかしいとか，怪しいとか，やっているんじゃないかと。裁判の場合は実は全く逆ですよというところの認識が非常に新鮮だったと，そういうことなんですよ。一般の人としてはやっぱりなかなか普通の生活の中では，いかにも怪しくても，でも絶対証明できないものは無罪なんだというやり取りで生活はしてないと思うんですよ，皆さん。そこが違うんだということが，まず大前提にあたりということも素人にはちょっと分かりにくいところなので，そういう意味ではそういう基本的な考え方のレクチャーがあってもいいなあというのがそういう意味です。

司会者

基本的に，臨んだときには，そういった基本的な考え方でいくんだということは分かっておられたのか，それともそこも分からないまま。

3番

それが分からなかった。基本的にはそういうものなんだということが新鮮だったわけですね。

司会者

評議を進めていく中でそういうものだということが分かってきた。

3番

ええ。裁判官からそういう説明があって，いろいろ分かってくることがあるということなんですよけれども。その認識度がある程度最初から，時間も限られていますので，何日目という話もありましたけれども，事前に何かちょっと少しの時間でもあるといいのかなとは思いました。

司会者

1 番の方，いかがでしょうか。

1 番

そうですね，私は割と最初は疑わしきは罰せずなんだろうなという認識のまま入りましたけれども，3 番の方がおっしゃるように，生活している分には，あの人変な人だなとか，多分やっているんだろうなとか思うことはあるんですけども，それは頭の隅に置いておいて，裁判をする場合には，その人が証拠をやっぱり調べて行って，何の証拠もないんだったら，それは罪にはならないという形になるんだなということは認識はしていました。

司会者

では，長い期間の 8 番の方，いかがですか。

8 番

私の場合は，先程証人の方が 1 1 人という話をしたんですけども，すべてが検察側の証人で，被告人の方は，今回の場合は弁護士さんがタイまで行って，相当苦勞して弁護士さんが証人に立ったという，ちょっとまれなケースだと聞いています。ですから，基本的には証人喚問ではないし，尋問をしているときに，どうしても検察側の立証したい，その問いというか，それがずっと続くわけですから，それが 1 0 日間ぐらい続きますと，これはどうしてもこれはやばいなという感じになってきて。結局，今もちょっと不思議でしょうがないんですけども，被告人の証人がないというのは，やはりそれなりに悪いことをしているから出て来られないのか，全くいないのかということなんですけれども。

司会者

疑わしきは被告人の利益にというお気持ちは，どの段階から感じて審理に臨んだと。

8 番

いや、基本的にそういう気持ちでは入ったんですけれども、入って二、三日、初日くらいから、そういう、ある意味では検察官の何か変な洗脳されるわけじゃないですけれども。結局、先程言いましたように、今回被告人側から請求した証人というのがゼロで、弁護人の方が自分で調べて来ていただいたので、ちょっと迫力がなかったのかなという感じです。ただ、常に証拠と内容でやろうというふうにずっと裁判官の方はそういうことをずっと言っていましたので、何となく偏りそうなところもちょっと引き戻していただきながら、ちょっと長い期間続けてきました。

古川検察官

検察官の古川と申します。本日は貴重なご意見どうもありがとうございました。1点、私の方から伺わせてください。

覚せい剤の輸入事案の場合に、懲役刑と一緒に罰金刑というのが科せられる場合があると思います。検察官は意見を申し上げるときに罰金刑を科さなくてはいけない理由などを申し上げている場合があると思うんですが、この手の事案で罰金刑を科さなければいけない理由について、審理を通してご理解していただけたどうか、また、その罰金額について何かお感じになられたことがあればお話しいただきたいのですが、お願いいたします。

2番

はい。

司会者

はい、どうぞ。

2番

何かすごくいいことを聞いてくださったと思ったんですけれども、私のときはそうだったし、大体そうらしいんですが、罰金刑の罰金を払える被告人はいなくて、大体労働で1年、2年でという話、つまり懲役が延びるんですよ。1番さんもおっしゃったように、こういう密輸事件では、大本とか、

本当の黒幕とか，そういういわゆる偉い人ですね，そっちの世界では偉い人で資金を持っているであろう人たちというのはなかなか捕まらなくて，本当に運び人だったり，使われた人，つまりお金があまりない人たちに罰金刑を科す意味が全く分からないので，逆に何で科しているのか知りたいです。

司会者

はい，7番さん。

7番

罰金刑については検察からは何も話がなかったと記憶しています。「この金額の意味は何ですか。」という話については，裁判官の方にお聞きして，「その行為をやったとしても，その収益は全部没収されるんだよ，そういう意味合いがあるんだよ。」というお話をさせていただいて，「ああ，なるほど。」と，「分かりました。」と。

ただ，その金額の多寡については全然どういう感覚で接すれば妥当なのかというのが全然分からないわけで，量刑データベースみたいなやつを見せていただいて。

司会者

あとの皆さんはいいですか。では，3番の方。

3番

私の場合は，やっぱりその金額についてもそうなんですけど，量刑そのものについても，そう言われればそういうものかなと，専門的な部分は分からないので。

ただ，そのときにちょっとふと思ったことが，例えば覚せい剤を外部に出すまでにステップがあって，作る人がいて，外へ持ち出そうとする人がいて，我々が裁判にかかったような受け取るような人がいて，その次にまた今度は小売にばらまく人がいて，最終的には，それを打つ人がいて，これはみんな有罪だと思うんですけども，量刑の算定，もしその一連，ただ，あり得な

いですがけれども全部捕まえて並べた場合に、だれがどのくらいの重さなのかなというのにはちょっと興味があって、それが直接その裁判に何か参考になるかという、そうではないんですけども、そんなことも考えたりしたので、そういう説明、そういう切り口の説明もあってもいいかなとちょっと思いました。

司会者

ほかによろしいですか。

そしたら、若干時間は早いですけれども、出席されているプレスの方からのご質問をお受けしたいと思いますが、報道機関の方、いかがでしょうか。

A社甲記者

A社の甲といいます。よろしくお願いします。

審理の分かりやすさとは少しずれるのかもしれないんですが、皆さんがおっしゃった中で、通訳を通した場合の分かりにくさを話された方が三、四人いらしたんですけども、主にそのタイムラグですとかニュアンスが伝わらないという部分だったんですけども、その通訳を通すことによって、皆さんの判断にどんな影響があったのか。それから、もし影響があるのだとすれば、どんな工夫が考えられるのか。あと、そういう通訳を通す場合には、どういう負担があって、どんな注意点が必要なのかということ、経験された方から教えていただければと思うんですけども、特に4番さん、3番さん、6番さんの方が通訳のお話をされていたので、できればと思います。よろしくお願いします。

司会者

では、6番さん。

6番

自分の担当したときはですね、なんていうの……。国名とか出しちゃっても構わないのですか。

司会者

いいですよ。

6 番

被告人がフィリピンの方だったんですが、フィリピンの代表的なタガログ語というのとはまたちょっと違った言葉があるらしく、そのうちの一つだったみたいで、通訳の方のタガログ語だと、ちょっと通じない場合があったような、そんな感じがしたんです。伝わりづらかったというんですかね。何といたらいいんですか、方言みたいな感じですかね、日本で言うと。その辺が被告人と通訳さんとの何度かやり取りしているような場面が何度かあったので、本当に細かく伝わっているのかなという疑問があったんです。そんな感じです。

司会者

3 番さん、4 番さん、どちらでもよろしいのですが。

4 番

通訳の方、多分こういった公の場に出ている方なので、とても有能な方だとは思いますが、その人しか、言っている内容が、事実が理解できてないというのが、聞いていてちょっと心配な点ではありました。その人がもし間違った通訳をしていても、だれも気付けないし、もしかしたら、気付く人だったりとか、分かる人がほかにいたのかもしれないんですけども、その場では通訳できる方はその方だけという状態だったので、合っているのかな、ニュアンスとかちゃんと正しく伝えてもらえているのかなというのはちょっと不安な点でした。なので、だれか検証できる方が一人いて、何か違うなと思ったら、「今のところは違うんじゃないでしょうか。」というような意見をしてくださる方がいたら、少しそこは不安が軽減できるのかなと思いました。

司会者

では，3番さん。

3番

私のときは通訳の方が二人いらっしゃいました。一人は日本人の方，もう一人は外国人らしきというか，多分外国の方だったんですけれども。日本人の方の場合には，日本語はすごく分かりやすかったです。ただ，被告人に質問するときにはちょっと意思疎通がうまく図れないような場面，若干見受けられました。逆に外国の方は非常に流暢にしゃべられて，よく話を被告とはされているんですけれども，日本語の言葉がちょっと分かりにくいときがあったりというのがありました。このところは今の4番の方と同じような意見なんですけれども，二人通訳がいる場合に，それぞれ交代でやられるんです。片方がやられるときは片方の方は席に座られていると。全く口を出さないような状態だったんですけれども，何かこう助け合えるようなというかですね，そんなようなところがあると，もうちょっと的確に言って，要はそういうことがあると中断してしまって，ただでさえ，通訳で間が空くんですけれども，さらに間が空いてしまって，何の話だったっけなというようなことも出てしまうので，もしちょっと裁判上のいろんな規則とかあるんでしょうけれども，協力し合う，あるいは補正し合ったりできるような制度の体制となるといいかなというふうに思いました。

司会者

よろしいですか。

A社甲記者

もう1点。

司会者

どうぞ。

A社甲記者

来週ある裁判では，間に英語が入って二重言語で通訳をする裁判員裁判が

あるんですけれども，皆さんの場合は日本語とほかの言語とのやり取りだったと思うんですが，日本語，英語で，さらにほかに言語という通訳でのやり取りが行われる予定なのですが，タイムラグの問題とかニュアンスの問題を考えたときに，その辺はいかがかなというふうに思いまして，かなり自分が質問をしても相手に伝わって返ってくるまでにはかなりのステップと時間が必要になるので，どういうふうに感じられるかをちょっと知りたいんですが。

司会者

タイムラグをどれくらい感じているかということですか。

A社甲記者

そうですね，はい。

司会者

では，ラトビアの関係でいかがでしょう。

1番

どうでしょう。同時通訳があればいいんでしょうけれども。なかなか，私
のときはロシア語の方で三人いらっしやって，ネイティブの方が二人と日本人の方が一人で，ネイティブの方の方が分かりやすかったみたいで，被告の方は。日本の方のときには分からないということで，よく聞き返していましたね。二重に通訳があるというのはちょっとよく分からないですけれども，時間的にはとっても大変ですよということぐらいしかちょっと分からないですけれども，すみません。

司会者

英語の場合には，そんなにタイムラグは感じないですか。いかがだったでしょうか。

8番

私の場合は，タイの方が来て証人になってくれたんですけれども，一般的に向こうでいろんな輸入とか輸出とかをやっている方が来てくれたので，そ

の本人が英語を話せるんですね、証人が、タイと英語で。だから、今言ったようにちゃんと通訳の方がタイのあっちの言葉で答えてくれたのを通訳が英語に訳して日本語に訳すという感じなんですけれども、証人自体が結構それなりに英語ができれば、そういうところは英語で返してもいいかなという感じもありましたし、たまたま英語で、日本語のニュアンスとか日本語を英訳できない言葉とか、ニュアンスというのは結構あるかと思うんですけれども、その辺の結構とぼけた弁護士さんなので、結構気楽に話しているんですけれども、そういう言葉というのは英語に通訳できるかなと、そういうところが見受けられたりしました。

ただ、弁護士さんが二人ついていて、一人の弁護士さんは、通訳の方がやったときに、「ちょっと待ってください、それこうです、こうじゃないんですか。」というのを何回か訂正したケースもありました。以上です。

司会者

ほかの報道機関の方。はい、どうぞ。

B社乙記者

今日は貴重なお話ありがとうございます。B社の乙といいます。

先程、ちょうど2番の方のお話にもあったんですが、あまりその殺人事件とか強盗事件とかのように身近に被害が想定できなかつたり、あまり自分で実感が持てないようなところがあったというお話もあったと思うんですが、そもそもこの覚せい剤の事件をこの裁判員の皆さんが裁くということについて、経験された皆さんが一般市民の感覚で裁くということで制度が運営されて裁判員裁判の対象になっていると思うんですが、実際裁かれてみて、やっぱり一般市民が裁くには難しいと感じられたか、やっぱりこういう事件こそ一般市民が知らない分野なので裁くべきだと思われたか、その辺りをどなたでも構わないのですが教えていただけますか。

司会者

どうでしょうか。では，7番の方。

7番

いや，それ両方の側面がやっぱりあると思います。経験してみても思うことは，やっぱり普通の一般市民がこういう事件にもかかわった方がいいなというふうには思います。

ただ，当然やる前までは，こういう事件，覚せい剤事案が裁判員裁判になっているということすら知らなかったので，裁判員裁判はこういうのをやっていますというような，もっと広報なり，そういったものがあつたらいいかなというふうには思います。

司会者

ほかには。では，2番の方。

2番

裁判員で裁判するのはどうかという問題とはちょっと違うんですけども，逆に私たちみたいな一般市民が裁判員をすることによって，覚せい剤事件にじかに触れて，私のように，「こんなにいけない事件だったんだ，知らなかったんだ。」というのが社会へ啓蒙活動になると思うんですね。私も当然話しますし，「覚せい剤の裁判員して。」と。そうすると，やはり私の知人も，「そうなっちゃうんだ。」みたいな感じで，啓蒙活動的には非常にいいんじゃないかと思います。

司会者

ほかの皆さん，どうですか。覚せい剤を担当された皆さんですので，それぞれ，では一言ずつどうでしょうか。

1番

同じです。お二人が言ったことと同じです。

司会者

では，3番の方。

3 番

そうですね。まず，裁判員に選ばれたときに「あまり周りに言ったらいけません。」というお達しがあって，なるべく言わないようにということでこっそりやるわけですね。

実際には，参加してみると，裁判官の方から，「いや，そうはいつでもその仕事の問題もあるでしょうから，評議室の中の内容を言わなければそれは構いませんよ。」という話なので，その啓蒙ということで言うと，この人が裁判員で裁判に行っているということが，ちょっと私のときはなるべく分からないようにされていて，「こっそり行って，こっそり何かしなければいけない。」というだけの話に職場でも終わっている部分もあるんですね。

もし，その啓蒙ということでやるならば，この人が行きますよと。「内容は言えないけれども，例えば覚せい剤はこんな悪いことなんですよ。」と言えるような環境の方がより効果的なのかなというところです。

司会者

4 番の方。

4 番

覚せい剤裁判をやって感じたことは，私の場合は，その密売ルートの事件だったので，どこそこで逮捕されてみたいな話もあったので，そんなに普通のところで自分の通ったことがあるような場所で，そういった犯罪が行われていたんだというのをすごく知れたというか，普通にただニュースで流れているのを聞いているだけでは，そこまでふーんって流してしまうようなこととすごく当事者としてかかわれたので，何でしょうね，身近なものであると感じれたということでは良かったんじゃないかと。参加した人間にとっては，すごく勉強にもなりますし，考え方の幅も広がって良かったとは思いますが。

司会者

では，5 番の方。

5 番

私の場合は、突然手紙をもらったもので、ちょっとびっくりしたんですけども、中を見たら、それほど難しいことは書いてなかったもので、出席させてもらいましたけれども。もう少し分かるように前もってというわけにはいかんだろうけれども、あれはどういうふうに抽せんしてよこすのか、そういうこともちょっと知っておくべきだと思いますけれど。それで、今日の会合のやつも、何回手紙もらったか私もちょっと覚えがないけれど、三、四回ぐらいはもらっていると思うんですけども、こんなに難しく何回も出すよりも、ある程度の人間を絞って、「この件はこれ。」というふうに絞ってある程度通知した方が効率的ではないかと思うんですけども、どんなものでしょうかね。

司会者

国民として、覚せい剤の裁判に参加とした意味というのはあったというふうに思われるかどうかという点を。

5 番

覚せい剤を裁判ということについては。

司会者

これは別に国民がやらなくてもいいんじゃないかと。プロの裁判官だけに任しておけばいいんじゃないかというご意見。

5 番

一般の人があれに立ち会っても、それほど無意味じゃないと思うほど、私の場合は3日でしたからそんな深く入らなかったもので、日にち的にも浅かったし、それほど感じなかったと思います。以上です。

司会者

では、6 番の方。

6 番

実際末端価格が何億とか，何人分とかって聞かされたり見たりしても，やっぱり，どっかピンとこないんですよね。それだけインパクトがなかったの。殺人とか強盗とかという言葉に比べると，そんな感じに思うんですけども。でも，やって良かったなと思って。自分の担当した件では，一般に出回らず水際で防げた状態の件だったので，苦しむ人が一人でも出る前で良かったなという感じはしました。

司会者

では，8番の方。

8番

端的に言いまして，血を見た裁判じゃなくて良かったなと。殺人とか強盗とか放火とか何かそういうものでなくて良かったなというふうに見てます。

ただ，私が扱ったのは密輸入ということで，非常に我々，さっき言ったように船の証券とか，いろいろと法律論がどうのこうのということになってきましたので，あまり所持とか，何か打ったとか，何かそういう話じゃなくて，何かもっと上流みたいな感じはしました。もっと上流，だから裁判官だけでもいいかなという思いもちょっと感じ。

ただ，こうやって過ごしてみますと，先程だれか言ったように成田の関税の職員さんとかですね，水際ですごい頑張っている人たちがいるということで，何となく日本の治安もいいかなと。さっき言ったように，私の場合は16.761と，16キロを超えた，1回シャブ打てば50万人が注射を打てたとか，いろんな話をしてきたので。

ただ，さっき言ったように経験的に良かったんですけども，やはり輸入の話になっちゃうと，実際に捕まったんですけども，その輸入罪で罪を問えるか問えないかとか，そういったところが結構あったので，やっぱり難しいかなと。だから，そういうところが何となく法律的にどう解釈するのといったときには，もう我々民間の人間が立ち入る余裕がない世界だと感じまし

た。

それから、罰金と懲役の話もありましたけれど、だれか言いましたように、過去の裁判の結果のデータベースで、投網を投げて絞ってこのくらいという感じではなかったかなと、今何となく反省をしているところです。以上です。

司会者

では、どうぞ。報道機関の方。

C社丙記者

今日は遅れての参加で申し訳ございませんでした。Cの丙と申します。

今回、覚せい剤に関する事件の裁判員をされたということなんですけれども、参加される前と後で、ご自身の生活の中で何か変化があったとか、何か物に対する考え方が変わったとか、そういうお話があればお聞かせいただけないでしょうか。

司会者

では、1番の方から順番にどうぞ。

1番

変化したことは新聞をよく読むようになりました。すごく裁判とかの事件とか、そういうことに敏感になるようになりました。そうですね、物の考え方はそうは変わりませんが、そういう社会に関していろいろ意識するようになりました。

C社丙記者

それは、やはりご自身のかかわられた覚せい剤だとか、そういう話に関する。

1番

いえいえ、それだけじゃなくて、こんな事件も裁判員裁判なんだとか、割と地方紙なんかも実家に帰ったりして読んだりすると、こういう事件も裁判員裁判なんだみたいなことをすごく敏感に感じるようになりました。

2 番

さっきの推定無罪の話にもありましたけれども、やはり自分の印象とか、こういう感じだからこうなんじゃないのというふうに考えがちだし、現在もそのように考える傾向にはあるんですけど、でも以前に比べて、やはり証拠というか、確実な事実がないのに判断をすることを前よりはしなくなったと思います。以上です。

3 番

前後で自分で何か変わったなという自覚は特にはないんですが、例えばドラマでよく見るのとやっぱり本物は違うなというところも幾つかあって、例えば「異議あり」というのはおっしゃらないんだなと。ミーハーな話で恐縮なんですけど、その程度ですね。

あと、一つ気になっていたのは、自分がかかわった裁判は、多分それで終わらないだろうと。後どうなったのかなと思ってすごく気になっていたんですけども、なかなかそれが調べる方法がなくて、やっと検索して無罪だったのがちょっとひっくり返ったところまでは見たんですけども、そういうのも何かデータベースに入れて、ちらっと見られるような、裁判員にかかった後もどうなったかなというのが分かる仕組みがあるといいのかなと思っていました。

4 番

大きく変わったのは、何でしょうね、裁判ですとか、法の世界というのが全くの異次元の世界じゃないんだなというのを実感できたことが大きいですね。ご一緒させていただいた裁判官の方たちもやはり家族があったりですとか、いろいろ趣味で園芸をやっていらしたりとか、すごく人間味あふれる部分とかも、ちょっとした休憩の時間に話させていただいて、やはりそういった人間味のある方たちが人を裁いているということなので、新聞ですとかニュースですとかの字面だけで今まで情報だけで終わっていたものに対して、

こんな感じなのかなと想像したりするようにはなりました。

あともう一つは、私ごとなんですけれども、ちょっと電車の中でイラン人の方とかを見ると、ちょっとどきっとするようにはなりました。この人は大丈夫かな、悪いことしていないといいなと思ったりとか。

司会者

では、5番の方。裁判員を経験して人生が変わったとか、もう80年生きていてあまり変わらないかもしれないですけれども。

5番

私は、別に裁判員をして、変わった、職場の方でも変わったことはないし、家庭もないし、自分も変わったとは思っていません。この辺のことは司会者の方が言われたように長く生きたせいか、酸いも甘いもよく見分けてきたもので、もう少しきつく裁判はやった方がいいんじゃないかと思います。以上です。

6番

私は、一番の方がおっしゃったように、よく新聞を見るようになったのと、テレビのニュースを見ていて、これも裁判員なのかなと思うことが何度かありました。でも本当にやって良かったと思いますし、これからチャンスがあれば、またやってみたいなと思っています。

7番

裁判員を経験して、前後で変わったことといえば、会話の仕方が参考になる部分が一杯あったので、例えばその証人に対して、「「はい。」か「いいえ。」で答えてください。」みたいな、そんな場面って普通の会話ではないんですけれども、例えばどうしても聞きたいことがあるときに、「はい」か「いいえ」でとりあえず聞くということも会話として、そういうふうになったとか。システム関係の仕事をしていますので、白黒はっきりさせて答えさせるというのが必要な場面って一杯あるので、そういったことの会話の仕方

とかは変わったかなという。

司会者

仕事でも「はい」か「いいえ」のお仕事なわけですか。

7 番

それと、皆さんが言われていたとおり、やっぱり裁判員裁判というか裁判そのものに対する興味がすごく増えたというのは確かで、控訴審の結果をと3番の方が言われていましたけれども、私は控訴審の傍聴まで行きました。控訴審の審理が終わって2月に結果が出るみたいなので、それも行こうかなと思っていますけれども、すごく遠かったものが割と普通に見学というか傍聴に行けるんだなというふうに感じて、周りの人に「裁判の傍聴に行った方がいいよ。」とか、そういうことは言うようになりました。

8 番

変わったことは、そもそもなれたこと自体がみんながびっくりしてますね。いろんな友達に聞いても、そんな方はだれもないということで、よく宝くじを買えと言われて買ったんですが、当たらなかったんですけど。

それから、皆さん言っているように、新聞をよく見るようになりました。今朝も、2日の裁判員裁判が判決の日に関わって、また一気に何か月とか延びたとか、何かそんな話題とか、何となく裁判ということになるとちょっと眼鏡をかけて見直すようなことになりました。

それから、普段は日比谷は来ないんですけども、約1か月間ぐらい通ったら、何となく懐かしくなりました。そうですね、ちょっと感じたのは私が一番長かったんですけども、やはりサラリーマンの方とか、病気とか、何か遅刻したり何かしたときに、もうそこで継続できなくて、補充の方が入るよということもきちんと最初に言ってもらわないと、健康管理とかなかなか、短いときはいいかもしれないですけども、私みたいにもう約1か月半ぐらい拘束されると、その辺のところはきちっと事前に話していただいて、健康管理

とかスケジュール調整とかがなかなか難しいかなというふうに感じました。

以上です。

司会者

ありがとうございました。

裁判員制度は、新聞の購読層の厚みを増すということでした。報道機関の方はもうあとよろしいでしょうか。

それでは、ほぼ時間も参りましたので、今日の座談会はこれでおしまいということにさせていただきます。皆さん長時間にわたりありがとうございました。

以上